

教育ローン(カードローン型)借入規定の新旧対照表

改定前	改定後
〈新設〉	〈新設〉 第1条(資金使途) 1. 借主は、この契約に基づく借入金を、申込時に借主が銀行へ申告した資金使途に限り使用し、その資金使途以外に使用してはならないものとします。 2. 借主が申込時に申告した資金使途と異なる用途に借入金を使用した場合は、本条に違反したものとします。
第1条(届出印) (後略)	第2条 (届出印) (後略)
第2条(カードの利用等) (後略)	第3条 (カードの利用等) (後略)
第3条(自動支払) (前略) 2. 銀行は各返済日(返済日が銀行の休日の場合には、翌営業日)に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず支払指定口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、支払指定口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。 (後略)	第4条(自動支払) (前略) 2. 銀行は各返済日(返済日が銀行の休日の場合には、翌営業日)に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず支払指定口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、支払指定口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取り扱いはせず、返済が遅延することになります。 (後略)
第4条(カード利用期間中の利息) (後略)	第5条 (カード利用期間中の利息) (後略)
第5条(元利金返済期間における返済額・変動金利) (前略) 5. 元利金返済期間の借入利率は、銀行の定める短期プライムレート連動長期貸出標準金利を基準利率とする変動金利とし、元利金返済期間開始時の借入利率は元利金返済期間開始日の基準利率にもとづくものとします。その後、毎年4月1日および10月1日(以下「基準日」という)に見直しを行い、新利率に変更します。また、変更後の利率の適用開始日は、4月1日を基準とする利率の見直しはその年の6月の返済日の翌日、10月1日を基準とする利率の見直しはその年の12月の返済日の翌日とします。 (後略)	第6条(元利金返済期間における返済額・変動金利) (前略) 5. 元利金返済期間の借入利率は、銀行の定める短期プライムレート連動長期貸出標準金利を基準利率とする変動金利とし、元利金返済期間開始時の借入利率は元利金返済期間開始日の基準利率に基づくものとします。その後、毎年4月1日および10月1日(以下「基準日」という)に見直しを行い、新利率に変更します。また、変更後の利率の適用開始日は、4月1日を基準とする利率の見直しはその年の6月の返済日の翌日、10月1日を基準とする利率の見直しはその年の12月の返済日の翌日とします。 (後略)
第6条(繰り上げ返済) (中略) 2. 借主がカード利用期限到来後に繰り上げ返済(一部繰り上げ返済を含む)をする場合や、その他借入要綱の変更をする場合は、銀行所定の手数料を支払うものとします。	第7条(繰り上げ返済) (中略) 2. 借主がカード利用期限到来後に繰り上げ返済(一部繰り上げ返済を含む)をする場合や、その他借入要項の変更をする場合は、銀行所定の手数料を支払うものとします。

改定前	改定後
第7条(損害金) (後略)	第8条 (損害金) (後略)
第8条(借入の制限) 1. カードの利用期限到来後は、新たな借入、カードによる返済をすることはできません。 2. 利息の支払いが延滞している間は、新たな借入をすることはできません。 3. 借主に相続が発生した場合、新たな借入をすることはできません。 4. 銀行は、本取引による借入について資金使途違反の可能性があるとき、借主について第10条第1項または第2項各号、第11条第1項または第2項各号の事由がひとつでも生じたとき、または金融情勢の変化その他の事由が生じたときは、いつでも新たな貸越を停止し、または中止することができます。	第9条(借入の制限) 1. カードの利用期限到来後は、新たな借入、カードによる返済をすることはできません。 2. 利息の支払いが延滞している間は、新たな借入をすることはできません。 3. 借主に相続が発生した場合、新たな借入をすることはできません。 4. 銀行は、本取引による借入について資金使途違反の可能性があるとき、借主について 第11条 第1項または第2項各号、 第12条 第1項または第2項各号の事由がひとつでも生じたとき、または金融情勢の変化その他の事由が生じたときは、いつでも新たな貸越を停止し、または中止することができます。
第9条(カード利用期限前の取引の終了等) 1. 借主は、カード利用期限までに本取引を解約する場合は、書面で申し出てください。 2. 借主が、カード利用期限までに支払指定口座を解約した場合は、本取引は当然に終了するものとします。 3. カード利用期限までに、借主について第10条第1項または第2項各号、第11条第1項または第2項各号の事由がひとつでも生じたときは、銀行はいつでも借主に通知して本取引を解約することができます。 4. 前三項により本取引が終了したときは、借主は、借入元利金全額を支払うものとします。また、直ちにカードを銀行に返却してください。	第10条(カード利用期限前の取引の終了等) 1. 借主は、カード利用期限までに本取引を解約する場合は、書面で申し出てください。 2. 借主が、カード利用期限までに支払指定口座を解約した場合は、本取引は当然に終了するものとします。 3. カード利用期限までに、借主について 第11条 第1項または第2項各号、 第12条 第1項または第2項各号の事由がひとつでも生じたときは、銀行はいつでも借主に通知して本取引を解約することができます。 4. 前三項により本取引が終了したときは、借主は、借入元利金全額を支払うものとします。また、直ちにカードを銀行に返却してください。
第10条(期限前の全額弁済義務) 1. 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったときは、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 2. 次の場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 ①借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき ②借主が第15条の規定に違反したとき ③借主が支払いを停止し、または破産手続開始、民事再生手続開始の申立をしたとき ④借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき ⑤担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき ⑥前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき	第11条(期限前の全額弁済義務) 1. 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったときは、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 2. 次の場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 ①借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき ②借主が 第16条 の規定に違反したとき ③借主が支払いを停止し、または破産手続開始、民事再生手続開始の申立をしたとき ④借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき ⑤担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき ⑥ 借主が第1条に規定する資金使途に違反したとき ⑦前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき

改定前	改定後
第11条(反社会的勢力の排除) (後略)	第12条(反社会的勢力の排除) (後略)
第12条(銀行からの相殺) (後略)	第13条(銀行からの相殺) (後略)
第13条(借主からの相殺) (後略)	第14条(借主からの相殺) (後略)
第14条(債務の返済等にあてる順序) (後略)	第15条(債務の返済等にあてる順序) (後略)
第15条(代り証書等の提出) (後略)	第16条(代り証書等の提出) (後略)
第16条(暗号照会等) (後略)	第17条(暗号照会等) (後略)
第17条(印鑑照合) 第2条第5項の請求用紙、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負いません。	第18条(印鑑照合) 第3条第5項の請求用紙、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負いません。
第18条(費用の負担) (後略)	第19条(費用の負担) (後略)
第19条(届出事項) (後略)	第20条(届出事項) (後略)
第20条(成年後見人等の届出) (後略)	第21条(成年後見人等の届出) (後略)
第21条(報告および調査) (後略)	第22条(報告および調査) (後略)
第22条(債権譲渡) (後略)	第23条(債権譲渡) (後略)
第23条(規定の変更) (後略)	第24条(規定の変更) (後略)